

○令和7年度狩猟者支援補助金交付制度に関するQ&A（令和7年7月時点）

Q1	(共通) 狩猟免許の取得年度に条件はありますか？
A	過去2年間(令和5～7年度)に取得した方が対象となります。
Q2	(共通) 狩猟免許を取得している状態で別種の狩猟免許を取得した場合は対象になりますか？
A	対象となりません。対象となるのは、 <u>初めて狩猟免許(種類問わず)を取得した方に限ります</u> 。また、免許を失効した後に改めて取得した場合も対象となりませんのでご注意ください。
Q3	(共通) 複数の補助事業を同時に申請する予定です。申請書等や市税完納証明請求書は1部提出すればいいですか？
A	同時申請であっても申請書等は補助事業ごとに別々にご用意ください。但し、市税完納証明請求書については、窓口で交付を受けたもの(原本)の他にコピーの提出でかまいません。なお、申請時期が分かれる場合は別々にご用意ください。 (提出書類のうち、口座振替依頼書と金融機関の通帳の写しは1部のみ提出でかまいません。)
Q4	(共通) 補助金は条件にあえば何度ももらえますか？
A	補助事業毎に1回限りとなります。また、 <u>過去に市及び県から同種の補助金を交付されている方は対象外</u> となりますのでご注意願います。
Q5	(共通) 市内猟友会に入会したいのですが、どのようにすればよろしいですか？
A	環境企画課(22-7441)までご連絡をお願いします。入会を希望される支部(平、磐城、勿来)担当者の連絡先をお教えます。
Q6	((1)第一種銃猟免許新規取得者支援事業) どのような経費が対象となりますか？
A	銃砲所持許可取得のために係る経費(教習射撃の受講費など)が対象となります。
Q7	((2)若手狩猟者支援事業) 補助の対象となる必要品とはどのようなものですか？
A	次のようなものが対象となります。詳しくは、環境企画課(22-7441)にお問い合わせください。なお、 <u>個人間のやり取りで取得した際の経費については対象外</u> となりますのでご注意ください。 ※わな、銃(弾代は対象外)、ガンロッカー、センサーカメラなど
Q8	((2)若手狩猟者支援事業) 50歳未満とはいつの時点での年齢ですか？
A	免許取得時点(狩猟免許に記載の年月日時点)の年齢となります。
Q9	((2)若手狩猟者支援事業) 免許取得から1年以内に支払った経費以外は対象となりますか？
A	補助の対象となりません。免許を取得してから1年以内に支払った経費(令和5年9月1日に免許を取得された場合は、令和6年9月1日までに支払った経費)のみが対象となります。
Q10	((3)銃猟初心者技術向上支援事業) どのような経費が対象となりますか？
A	狩猟免許取得から1年以内の射撃練習に係る経費(クレー代、保険料、入場料など)が対象となります。ただし、 <u>弾代は対象外</u> ですのでご注意ください。